

2019年度  
茨城県食品衛生監視指導計画体系表

【趣旨】

- ・ 食品衛生法の規定に基づく茨城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）の策定及び監視指導計画に基づく監視指導の実施
- ・ 監視指導計画と食の安全・安心確保基本方針及びアクションプランとの整合・調和

重点監視指導項目

★ 食品衛生関係法令の遵守

- ア 食品衛生法、法施行条例 イ と畜場法
- ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- エ 茨城県食品衛生条例 オ 茨城県食の安全・安心推進条例
- カ 食品表示法 キ 健康増進法
- ク 米トレーサビリティ法

★ 重点施設に対する計画的、効率的な監視指導

- ア 食中毒等健康被害発生が多い施設
- イ 食中毒等健康被害発生時の影響が大きい施設
- ウ 食品衛生関係法令違反施設
- エ 広域流通食品等製造施設

食中毒など健康危害防止対策

- ・ 原因究明・調査
- ・ 拡大防止及び再発防止、情報提供
- ・ 健康食品対策
- ・ ノロウイルス・カンピロバクター対策
- ・ サルモネラ、腸管出血性大腸菌対策

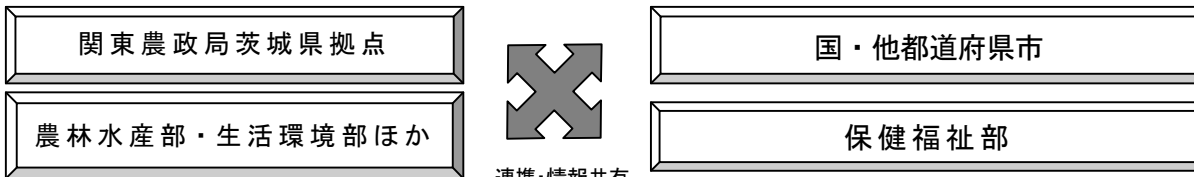
総合的な食品の  
安全確保対策

茨城県食の  
安全・安心推進  
条例

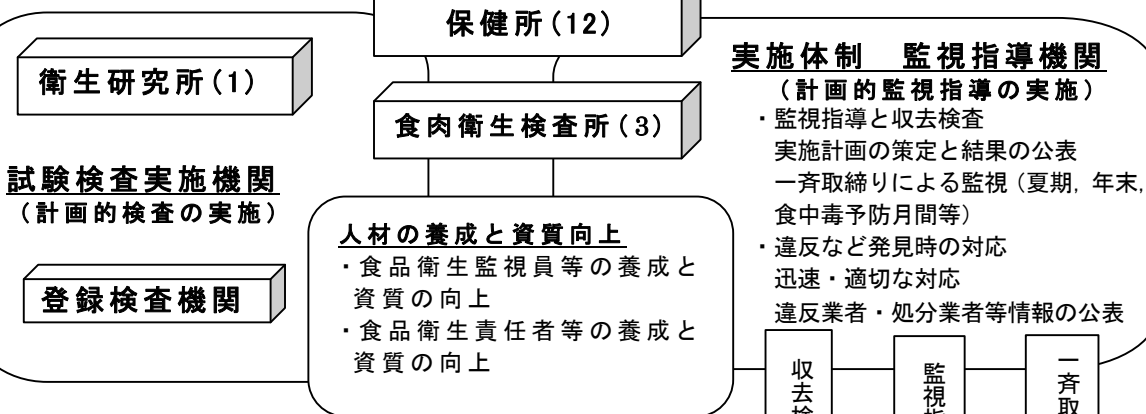
茨城県食の安全・安心確保  
基本方針

茨城県食の安全・安心確保ア  
クションプラン

整合  
調和

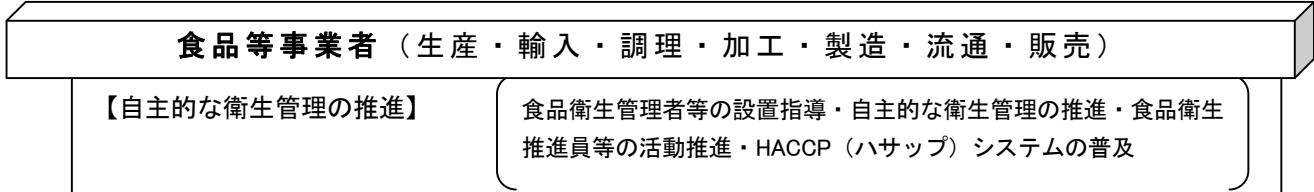


保  
健  
福  
祉  
部



食の安全・安心対策連絡会議  
食の安全・安心委員会

リスクコミュニケーションの推進  
(県民への情報提供と意見交換の推進)  
・ 監視指導計画の策定に係るリスクコミュニケーション  
・ 監視指導計画の実施状況の公表  
・ 食の安全情報 Web Site による積極的な情報提供  
・ 意見交換会や講習会の開催  
・ 食品衛生フェアの開催



県民